

色麻町財政の健全化判断比率等の公表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）が平成19年6月に公布されました。この法律は、その目的を、自治体財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の健全化としており、自治体の財政破綻を未然に防ぐために制定されました。

財政健全化法では、4つの健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）と公営企業の資金不足比率を算定し、監査委員の審査を経たうえで議会に報告するとともに、住民の皆様公表することが義務づけられています。

また、各指標（比率）には基準値が設けられており、この数値を超えてしまうと財政再建団体の予備軍として財政健全化計画を策定し、町が破綻しないよう自主的な改善努力によって行財政経営を行い、財政の健全化を図らなければならないこととなります。

以下に、平成20年度色麻町各種会計決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を公表いたしますが、いずれも早期健全化基準、経営健全化基準を下回る結果となりました。しかしながら、色麻町の財政状況が厳しいことには変わりなく、引き続き行財政改革に取り組んで参ります。

1. 健全化判断比率（財政健全化法第3条第1項関係）

	色 麻 町	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	- %	15.00 %	20.00 %
連結実質赤字比率	- %	20.00 %	40.00 %
実質公債費比率	15.6 %	25.0 %	35.0 %
将来負担比率	182.4 %	350.0 %	設定なし

赤字額がない場合、「 - % 」と表示されます。

2. 資金不足比率（財政健全化法第22条第1項関係）

	色 麻 町	経営健全化基準
水道事業会計	- %	20.0 %
下水道事業会計	特定環境保全公共下水道事業	- %
	農業集落排水施設事業	- %
	個別排水処理施設事業	- %
	特定地域生活排水処理施設事業	- %

資金不足額がない場合、「 - % 」と表示されます。

参考 比率等の概要

区 分	概 要
実質赤字比率 〔対象〕 一般会計 奨学資金貸付基金特別会計	普通会計の実質赤字の比率で、一般会計と奨学資金貸付基金特別会計について、それぞれ歳入総額から歳出総額を差し引いた額を算出し、その合計額が赤字であった場合の標準財政規模に対する割合で示される。
連結実質赤字比率 〔対象〕 一般会計 奨学資金貸付基金特別会計 国民健康保険事業特別会計 老人保健特別会計 介護保険特別会計 介護サービス事業特別会計 下水道事業特別会計 水道事業会計	色麻町が持っている全ての会計を連結した実質赤字の比率で、左記～の会計について、それぞれ歳入総額から歳出総額を差し引いた額を算出し、その合計額が赤字であった場合の標準財政規模に対する割合で示される。
実質公債費比率 〔対象〕 一般会計の公債費 下水道事業への繰出金 一部事務組合負担金	公債費などの比重を示す比率で、一般会計の公債費と特別会計への繰出金や一部事務組合負担金のうち公債費に充当したと認められる額などを算出し、その合計額の標準財政規模を基本とした額に対する割合で3ヶ年の平均値で示される。
将来負担比率 〔対象〕 一般会計の地方債残高 下水道事業債の繰入見込額 一部事務組合等負担見込額 退職手当負担見込額 設立法人等の負担見込額 連結実質赤字額 組合等の連結実質赤字額に対する負担見込額	一般会計が将来負担すべき実質的な負債を示す比率で、地方債残高と地方債償還に充てるための特別会計繰出金や一部事務組合負担金、退職手当支給に係る負担見込額、第3セクターなどの負担見込額などの合計額から、負債の償還に充てることができる基金及び使用料などを控除した額の標準財政規模を基本とした額に対する割合で示される。
標準財政規模 標準税収入額 普通交付税交付額 地方譲与税交付額 臨時財政対策債発行可能額	町が通常収入することができる経常的な一般財源の規模を指し、税収入+普通交付税+地方譲与税+臨時財政対策債発行可能額で表される。 平成20年度：27億6,857万1,000円
資金不足比率 下水道事業特別会計 水道事業会計	地方公営企業である下水道事業と水道事業について、それぞれ資金の不足額を算出し、不足する場合（剰余金がない場合）の事業の規模に対する割合で示される。
事業の規模	料金収入など、主たる営業活動から生じる収益から受託工事収益を差し引いたもの。